

放課後学習教室実施要綱

制定	平成31年	3月27日	市長決裁
改正	令和2年	4月1日	子ども政策課長決裁
改正	令和6年	4月1日	こども家庭福祉課長決裁
改正	令和7年	4月25日	市長決裁

(目的)

第1条 この要綱は、子どもの将来が家庭の環境で左右されることなく、学習の機会の確保と充実が図られるよう、学校の管理下において、地域の教員退職者や大学生等の指導のもと熊本市立中学校の空き教室等を活用して放課後学習教室を実施し、もって、生徒の学ぶ意欲の向上や学習の習慣化を図り、基礎学力の定着に資することを目的とする。

(事業の内容)

第2条 本事業の内容は、次のとおりとする。

- (1) 学校での学習に係る予習及び復習の支援
- (2) 家庭学習や自主学習の支援
- (3) その他、生徒の社会性等の向上に係る支援

(実施場所)

第3条 本事業は熊本市立の中学校区を単位として実施し、その実施場所は当該中学校の施設内とする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、他の施設を実施場所とすることができる。

(対象校)

第4条 放課後学習教室を実施しようとする中学校は、放課後学習教室実施申請書(様式第1号)を市長に提出するものとする。

- 2 市長は、前項の申請書を受理し適当と認められるときは、放課後学習教室実施承認書(様式第2号)により申請者に通知する。

(実施日及び実施時間)

第5条 本事業の実施日は週3日以内、実施時間は授業終了後から2時間以内で、いずれも実施中学校の校長が定めるものとする。

- 2 校長は、放課後学習教室の実施にあたり、放課後学習教室運営計画書(様式第3号)を市長あてに提出するものとする。

(事業の参加者)

第6条 本事業の実施による参加者は、当該中学校に在籍する生徒とする。ただし、校長が特に必要と認めるときは、この限りではない。

(費用負担)

第7条 本事業への参加者の参加費は無料とする。ただし、自主学習に係る教材費については、自己負担とする。

(参加者の募集)

第8条 放課後学習教室を実施する中学校は、校長名により参加者を募集するものとする。

(利用の手続き及び参加者の登録)

第9条 放課後学習教室に参加を希望する生徒の保護者は、放課後学習教室参加申込書(様式第4号)を校長に提出するものとする。

2 校長は、前項の規定による参加申込みがあった場合は、放課後学習教室参加登録簿(様式第5号)に登録するものとする。

3 登録期間は、申込みのあった日の属する年度の末日までとする。

4 校長は、本事業の趣旨に鑑み、熊本市と連携し、特に困窮世帯への参加を奨励するものとする。

(放課後学習教室への参加の制限)

第10条 校長は、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、本事業への参加を制限することができる。

(1) 生徒の健康上の問題で参加することが困難と判断された場合

(2) その他事業の管理運営上支障があるとき。

(指導員の配置及び登録及び決定)

第11条 市長は本事業の実施のため、教員退職者や大学生等の指導員を置く。

2 指導員は、学習支援に関する知識、技能等を有する教員退職者又は大学生等とし、指導員になることを希望する者は、市長に放課後学習教室指導員登録申込書(様式第6号)を提出するものとする。

3 市長は、放課後学習教室指導員登録申込書の提出があった場合は、放課後学習教室指導員登録者名簿(様式第7号)に登録するものとする。

4 市長は、放課後学習教室指導員登録申込書の内容を確認し調整を行い、指導員候補者を選定する。

5 市長及び校長は、前項の指導員候補者に対し必要な審査を行い、指導員を決定する。

6 市長は、指導員に対し、放課後学習教室指導員決定通知書(様式第8号)により通知するものとする。

(指導員の登録抹消)

第12条 市長は、校長から、指導員が次の各号のいずれかに該当する旨の申し出があった場合は、登録を取り消すことができる。

(1) 校長が指導員としてふさわしくない言動があると認めたとき。

- (2) 校長が適格性を欠くと判断したとき。
- (3) その他、市長が指導員として不適格と認めたとき。

(学習教室の運営)

第13条 放課後学習教室を実施する学校ごとに、校長が承認した指導員の中から代表者を1名選出し、当該指導員が当該教室の管理運営を行う。

2 指導員は、指導が終了した後、指導状況記録簿（様式第9号）を作成し、校長に提出する。

3 校長は、指導状況記録簿を確認し、翌月5日までに市長に提出するものとする。

4 本事業を円滑に推進するため、運営方法等について、市長と校長が必要に応じ協議するものとする。

(指導員の謝礼)

第14条 市長は、指導員に対して、放課後学習教室において活動した回数に対して、実施月の翌月に、1回につき1,300円を支払うものとする。ただし、謝礼には、交通費等を含む。

(保険)

第15条 本事業における参加者及び指導員の被災に関しては、熊本市及び熊本市教育委員会が加入する保険の範囲内で対応するものとする。

(守秘義務)

第16条 指導員は、指導上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その役割を退いた後も、同様とする。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月25日から施行し、令和7年4月1日から適用する

様式第1号（第4条関係）

放課後学習教室実施申請書

年 月 日

熊本市長 （宛）

（申請者）

学校名

代表者

放課後学習教室の実施について、生徒の学習機会の確保のため、継続的に実施することを確認したうえで、以下のとおり申請します。

実施校	
実施期間	年 月 日 ～ 年 月 日
実施回数	週 回 <input type="checkbox"/> 月 <input type="checkbox"/> 火 <input type="checkbox"/> 水 <input type="checkbox"/> 木 <input type="checkbox"/> 金
実施場所	
参加予定数	

※事業を終了（一時を含む）する場合は、事前に熊本市と協議を行うものとする。

様式第2号（第4条関係）

放課後学習教室実施承認書

年 月 日

学校名

代表者

熊本市長

熊本市立 中学校における放課後学習教室の実施について、以下のとおり決定しました。

実施校	
実施期間	年 月 日 ～ 年 月 日
実施回数	週 回 <input type="checkbox"/> 月 <input type="checkbox"/> 火 <input type="checkbox"/> 水 <input type="checkbox"/> 木 <input type="checkbox"/> 金
実施場所	

様式第3号（第5条関係）

放課後学習教室運営計画書

学校名 熊本市立 _____ 中学校

1 実施場所 （ _____ ）

2 実施時間 （ _____ ）

3 年間実施計画

月	開催予定日	参加予定数	備考
4月			
5月			
6月			
7月			
8月			
9月			
10月			
11月			
12月			
1月			
2月			
3月			

様式第4号（第9条関係）

放課後学習教室参加申込書

年 月 日

熊本市立 中学校長（宛）

申請者

保護者氏名

放課後学習教室について、下記のとおり、参加を希望します。

学年	組	番号	生徒氏名	参加回数
				週 回 <input type="checkbox"/> 月 <input type="checkbox"/> 火 <input type="checkbox"/> 水 <input type="checkbox"/> 木 <input type="checkbox"/> 金

様式第6号（第11条関係）

放課後学習教室指導員登録申込書

年 月 日

市長（宛）

氏名

下記のとおり、熊本市立中学校の放課後学習教室の指導員として登録の申込みをします。

ふりがな	生年月日
氏名	年 月 日生（ 歳）
住所 〒（ - ）	中学校区（ 中学校 ）
電話連絡先	緊急連絡先
指導希望中学校	通勤可能範囲
指導可能教科	指導可能曜日

学歴・職歴

年	学歴・職歴（簡単にご記入ください）

教員免許

教員免許	<input type="checkbox"/> 取得している <input type="checkbox"/> 取得していない <input type="checkbox"/> 取得予定
------	--

その他の免許・資格

※ 指導する学校の決定にあたり、この申込書を対象中学校の校長へ提供することに異議ありません。

氏名 _____

様式第8号（第11条関係）

放課後学習教室指導員決定通知書

年 月 日

様

熊本市長

放課後学習教室における指導員として、以下のとおり決定しました。

指導中学校	熊本市立 中学校
指導回数及び曜日	週 回 <input type="checkbox"/> 月 <input type="checkbox"/> 火 <input type="checkbox"/> 水 <input type="checkbox"/> 木 <input type="checkbox"/> 金

